**平成２５年（フ）第４３０号**
札幌市東区北９条東７丁目１番１―508号
債務者　小林　陽済
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６３５号**
札幌市清田区北野４条３丁目３番21号
債務者　金子　順一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６４９号**
札幌市北区新琴似６条７丁目５番８号　光栄荘102号
債務者　松田秀男こと　具　　秀男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６８２号**
札幌市東区北19条東２丁目１番20号　リバーハウス101号
債務者　黒田　武文
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８２０号**
札幌市西区八軒３条西１丁目６番28号　さかえ荘201号
債務者　内田　惠子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８９８号**
静岡市清水区駒越北町12番３―201号　レオパレスアンドロメダ、申立時の住所札幌市西区八軒９条西５丁目１番３―102号
債務者　刈谷　　悟
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８９９号**
北海道歌志内市字文珠158番地104、申立時の住所札幌市西区八軒９条西５丁目１番３―102号
債務者　刈谷　モコ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９１３号**
札幌市中央区南10条西13丁目３番35号　堤ハイツＡ102号
債務者　山崎　幸二
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９４９号**
札幌市北区北27条西14丁目３番22号　ヴィラポレール101号、申立時の住所札幌市中央区北１条東８丁目１番地
債務者　林　千穂美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９５１号**
札幌市北区新琴似７条３丁目１番25―404号
債務者　澤田　英樹
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９７０号**
札幌市手稲区曙８条２丁目１番１―101号
債務者　松本　美里（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９８６号**
北海道石狩市花川南４条４丁目70番地
債務者　村上　憲子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９９０号**
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目13番15―202号
債務者　村山真衣子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０１２号**
札幌市中央区南11条西13丁目１番30号　エスコートＳ11―502号
債務者　遊佐美由紀
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０１６号**
札幌市中央区北６条西26丁目２番21―304号
債務者　木村　友子（旧姓藪中・出口）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５２２号**
東京都府中市西府町５丁目６番地の３メゾン欅202
債務者　高橋　亮子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第３００号**
静岡県磐田市笹原島144番地２
債務者　横井　英一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係